

「新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業」の創設について

「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、経営に影響を受けた農林漁業者の負担を軽減するため支援制度を創設

1 新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業

農林漁業者を対象とした金融機関が実施する融資について、「貸付金利」及び「保証料」の一部を補助

(1) 補助対象資金

○貸付対象者

- ・直近1か月の収入が前年同期比で10%以上減少、かつその後2か月を含めた3か月の収入が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる者
- ・直近1か月の経費が前年同期比で10%以上増加、かつその後2か月を含めた3か月の経費が前年同期比で10%以上増加することが見込まれる者

○資金の用途 運転資金

○貸付限度額 個人5,000千円、法人20,000千円（融資枠：5億円）

○融資機関 当該支援事業に賛同する金融機関

(2) 補助内容

○貸付金利 1. 5%を超える部分

○保証料率 0. 3%を超える部分

○補助期間 5年以内

(3) 予算額

5,000千円

2 新型コロナ対策農林漁業者応援給付金

特に経営状況の厳しい農林漁業者に対し、「一時金」を支給

(1) 支給対象者

「新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、令和2年2月以降で直近2か月の収入が前年同期比で50%以上減少、かつその後1か月を含む3か月の収入が前年同期比で50%以上減少することが見込まれる者

(2) 支給額

融資額の10%（上限100万円まで）

(3) 予算額

20,000千円